



特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和7年 9月30日(火)
(2025年)

No. 16475 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆特許権侵害に対する共有特許権者の損害賠償請求額(1)

特許権侵害に対する共有特許権者の 損害賠償請求額

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 特許権の共有

(1) 民法における「共有」

民法上「共有」とは、二人以上の者が、同一物についてそれぞれ所有権を有することをいい、その各所有者が「共有者」である。共有物に対する各共有者の所有割合を「持分」という。各共有者の持分は、相等しいものと推定される(民法250条)。

各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる(249条1項)。

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。)を加えることができない(251条1項)。

共有物の管理に関する事項は、251条1項に

あなたの知識技術を活かしてみませんか？

先端技術リサーチー募集

審査経験者大歓迎！

すべての技術分野で募集中

採用時 65 歳まで応募可能

IPCC

一般財団法人
工業所有権協力センター

HP

